

新入生の皆さんへ

日本学生支援機構奨学金 予約奨学生ガイダンス等のご案内

京都橋大学スチューデントセンター

1. 予約奨学生ガイダンスの実施について

高校で奨学金の採用候補者(予約採用)となった方を対象とする説明会を以下の日時にて実施します。
学科別に 3 回に分けて行いますので、対象者は必ず出席してください。

交付書類コードにより会場が異なります。交付書類コードは「令和 8 年度大学等奨学生採用候補者
決定通知【提出用】」に記載がありますので、当日よく確認して入室してください。

●各回共通

会 場	○給付貸与・給付奨学金のみ(交付書類コード D・E・F・G) アカデミックリンクス 3 階 H302 教室
	○貸与奨学金のみ(交付書類コード A・B・C) アカデミックリンクス 3 階 H301 教室

●1 回目

対 象 学部学科	○文学部 歴史学科	○文学部 歴史遺産学科
	○国際英語学部 国際英語学科	○工学部 建築デザイン学科
	○工学部 ロボティクス学科	○健康科学部 理学療法学科
	○健康科学部 作業療法学科	○健康科学部 臨床検査学科
	○健康科学部 臨床工学科	
開催日時	2026 年 4 月 3 日(金) 11:15~12:30	

●2 回目

対 象 学部学科	○文学部 日本語日本文学科	○総合心理学部 総合心理学科
	○経済学部 経済学科	○健康科学部 救急救命学科
	○デジタルメディア学部 デジタルメディア学科	
開催日時	2026 年 4 月 3 日(金) 13:20~14:35	

●3 回目

対 象 学部学科	○発達教育学部 児童教育学科	○経営学部 経営学科
	○工学部 情報工学科	○看護学部 看護学科
開催日時	2026 年 4 月 3 日(金) 14:45~16:00	

(注) 給付奨学金：返還不要の奨学金です。授業料等減免も同時申請となります。

貸与奨学金：卒業後に返還が必要な奨学金です。第一種と第二種の種別があります。

●ガイダンス時に持参するもの(1 回目・2 回目・3 回目共通)

① 令和 8 年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】(全員共通)

※シン目で切り開き、【提出用】の裏面に必要事項を記入してください。

【交付書類コードが「B」「E」の方】

入学時特別増額貸与奨学金を希望する方は、『令和 8 年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】の 3. 貸与奨学金について (1) 入学時特別増額貸与奨学金』の記入が必要です。

※紛失した場合は、スカラネット(インターネット)より印刷可能です。詳しくは採用候補者のしおりを参照してください。

- ② 「自宅外通学」証明書(マンションの賃貸借契約書等のコピー)〈該当者のみ〉

2. 正式採用までの手続きおよびスケジュールについて

- ① スカラネットによる進学届の提出(入力)

○提出(入力)期間：2026年4月8日(水)～4月20日(月)

- ② (給付奨学金のみ) 以下の必要書類の提出

- ・「振込依頼書」
- ・「通学形態変更届(給付様式 35)」および「自宅外通学」証明書(マンションの賃貸借契約書等のコピー)〈該当者のみ〉

○提出期限：2026年4月20日(月)

※その他、追加で書類等を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈以下の手続き等は通常通り採用された場合〉

- ③ 第1回奨学金振込み(4・5月分)：2026年5月中旬頃

- ④ 採用者説明会

○開催日：2026年5月28日(木)・5月29日(金)いずれかの指定日(出席必須)

- ⑤ スカラネット・パーソナル(スカラPS)へのWeb登録

- ⑥ (貸与奨学金のみ)返還誓約書の提出

※⑤と⑥は採用者説明会にて説明します。

3. 給付奨学生採用候補者の自宅外月額の支給について

給付奨学生採用候補者となっている方の自宅外申請を進学前に受け付けいたします。支援区分が『多子世帯』もしくは『第IV区分(理工農)』となっている方は、月額の支給がありませんので、ご提出されても手続きはできかねます。ただし、給付奨学金の支援区分が『多子世帯』かつ第一種奨学金の採用候補者となっている方は、自宅外申請の受け付けの対象となります。

申請希望の方は、以下をご確認のうえ、期限までに書類を揃えてご提出ください。期限までに不備なく書類を提出し、自宅外通学であると認められた場合、初回振込月から自宅外月額が振り込まれます(進学後には「進学届」を提出する必要があります)。

なお、進学後に申請する事も可能ですが、進学後の手続きの場合は、初回振込月は自宅通学の月額が振り込まれ、認定後に振込済期間の差額と併せて自宅外月額が振り込まれます。

(1) 対象者

令和8年度大学予約採用における給付奨学生採用候補者のうち、提出期限までに、申請書類を提出できる者

(2) 申請書類

- ①令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】のコピー

※「1.申込内容及び選考結果」が記載されている面をコピーしてください。

※原本は入学後に提出をいただきますので、必ずコピーをご提出ください。

②2026 年度給付様式 35「通学形態変更届（自宅外通学）」

※以下、印刷してご記入ください。

③自宅外通学証明書類（賃貸借契約書のコピー等）

※一人暮らしというだけでは、自宅外通学とみなされません。

上記②の 3 ページ目「自宅外通学要件確認チャート」より要件を満たしているかご確認ください。

また、自宅外通学証明書類については、上記②の資料にある「自宅外通学要件確認チャート」にて A～G のいずれかを確認し、必要書類をご準備ください。

(3) 提出期限

2026 年 3 月 16 日(月)【必着】まで

(4) 提出先

レターパックライトを使用し、以下の宛先に郵送してください。

※レターパックの品名欄には

『JASSO 給付奨学金 予約採用 通学形態変更届』、『手続受験番号』を記入し、
追跡番号のシールは剥がしてお手元に保管してください。

<宛先>

〒607-8175

京都府京都市山科区大宅山田町 34

京都橘大学スチューデントセンター 奨学金担当 宛

TEL：075-574-4274

4. お問い合わせ先

京都橘大学スチューデントセンター【奨学金担当】（アカデミックリンクス 1 階）

〒607-8175 京都市山科区大宅山田町 34

TEL：075-574-4274 E-mail：syogakukin@tachibana-u.ac.jp

※お問い合わせは、メールでお願いします。

【窓口時間】 平日 8:45～17:15(昼休憩 11:10～12:10)

以上

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。

なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更にについて、確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、供給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外通学事務処理センター

【記入・提出にあたっての注意】

- ・枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
・申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。
・在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
・賃貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

学校への 提出日	西暦 2 0 年 月 日 (※1)						
生年月日	西暦 年 月 日						
学籍番号							
フリガナ							
氏名 (自署)							
奨学生番号付与前に限る)						進学届入力日	
0		-					月 日

学校名		学年		年		フリガナ													
学部・学科 (課程・研究科)						氏名 (自署)													
奨学生番号				どちらかを ←記入→		採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)												進学届入力日	
5	2		0																
自宅外通学要件 及び提出書類の確認				「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認															
				該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G															
自宅外通学申請住所 への入居日				西暦 2 0 年 月 日		➡入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内➡入居日の属する月から自宅外通学を承認(※2) ➡入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月を経過➡学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認													
賃貸借契約期間				西暦 2 0 年 月 日 ～ 西暦 2 0 年 月 日															
家賃・寮費の発生年月日 (※3)				西暦 2 0 年 月 日		いずれかに該当する 場合は☑を記入→		☐ フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 ☐ 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当											
自宅外通学申請住所				〒 -															
機構に届出済みの 生計維持者①(現住所)				生計維持者①(続柄:) 氏 名 :						〒 -									
機構に届出済みの 生計維持者②(現住所)				生計維持者②(続柄:) 氏 名 :						〒 -									
キャンパス所在地 (通学校舎)				〒 -															
自宅外要件(※4) ・生計維持者との別居 ・本人または生計維持者の家賃(寮費)負担に加えて満たす要件を選択してください。				下記①～④の当てはまる要件に☑を記入してください。												当てはまる			
				①～④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は、⑤の詳細欄にその事情を記入してください。															
				①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)												☐			
				②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)												☐			
				③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)												☐			
				④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)												☐			
				⑤その他やむを得ない特別な事情(※5) 詳細:															

(※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター（機構）への書類到着日を提出日として扱います。

(※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。

(※3) 実際の家賃支払日ではありません。(例: 契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)

(※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。

(※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

学校確認欄 (☒ を記入)	・上部枠内の必要事項がもれなく記入されていることを確認済						☐ はい
	・以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済						
	☐ A	☐ B	☐ C	☐ D	☐ E	☐ F	☐ G

学 校 名

証明者 (※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
-		
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報および保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重要受給防止等のために照会がある場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

記入例（自宅外通学申請届）

赤枠内すべての記入が必要です。
提出前に記入漏れや誤記入がないか確認のうえ、
記入後は速やかに学校へ提出してください。

⑥自宅外通学申請住所への入居日

・自宅外通学申請住所への実際の入居日を記入してください。よって⑦より前の日付が入ることはありません。

⑦賃貸借契約期間

・添付する賃貸借契約書等に記載された契約期間を記入してください。

・契約期間外の居住証明書類と併せて提出する場合、元々の契約期間の開始日～契約更新後の契約期間の終了日を記入してください。

・終了日が明確に定められていない場合は右側余白に「無期限」や「卒業（退学）まで」等契約内容に準じた文言を記入してください。

⑧家賃・寮費の発生年月日

・基本的には契約期間の開始日と一致します。

・フリーレント等の特約で契約開始日より一定期間経過後から家賃が発生し始めている場合、実際に家賃が発生し始めた年月日を記入してください。

・賃貸物件に同居していた生計維持者の転居等により、住所変更を伴わず自宅外要件を満たした場合、その要件を満たした日を記入してください。この場合は⑥も同一の日付としてください。

⑨自宅外通学申請住所

・添付する賃貸借契約書等に記載された住所をそのまま記入してください。

【給付様式35】

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

③奨学生番号

・奨学生番号が付与されている場合は必ず記入してください。

・奨学生番号を記入できる場合、④⑤の記入は不要です。

②氏名

・必ず奨学生本人が記入してください。

・機構に登録した氏名表記で記入してください。（アルファベット表記不可）

給付

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外通学事務処理センター

①学校への提出日

・奨学生が学校へ提出した日を記入してください。

④採用候補者決定通知登録番号 及び

⑤進学届入力日

・予約採用で進学届を入力後かつ奨学生番号の付与前に提出する場合、④⑤ともに記入してください。

・進学前に進学予定の学校を通じて提出する場合は④のみを記入してください。

⑩機構に届出済みの生計維持者（現住所）

・下記の i ～ iii のうち、最も直近で機構に届け出た生計維持者を記入してください。

i. 進学届（当年度の予約採用者が該当）

ii. スカラネット（当年度の在学採用者が該当）

iii. 在籍報告（昨年度以前の採用者が該当）

・機構に届出済みの生計維持者と一致しない場合は不備になります。

・生計維持者の住所は自宅外通学申請時点の現住所を記入してください。ここは機構に届出済みの住所と相違していても構いません。（海外住所可）

・独立生計として認められている場合、奨学生本人の情報を記入してください。（続柄：本人）

・機構に登録した氏名表記で記入してください。（アルファベット表記不可）

⑪キャンパス（通学校舎）所在地

・主として通学しているキャンパス（校舎）の住所を記入してください。

学校名		日本学生支援機構大学		学年	1 年
学部・学科 (課程・研究科)		〇〇学部 〇〇学科			
③ 奨 学 生 番 号				④ 採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)	
5 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0				9 9 9 9 9 9 9 9 - 1 0 9 - 9 9 9 9 9	
⑤ 進学届入力日				4 月 16 日	
自宅外通学要件 及び提出書類の確認					
「対象区分・必要証明書確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認					
該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☒ E ☐ F ☐ G					
自宅外通学申請住所 への入居日		西暦 20 26 年 3 月 25 日			
賃貸借契約期間		西暦 20 26 年 3 月 25 日 ～ 西暦 20 28 年 3 月 24 日			
家賃・寮費の発生年月日 (※3)		西暦 20 26 年 3 月 25 日			
自宅外通学申請住所		〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 29 駒場マンション 3階 301号			
機構に届出済みの 生計維持者① (現住所)		生計維持者① (続柄: 父) 氏名: 育英 太郎 〒 543 - 0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8 - 3 - 13			
機構に届出済みの 生計維持者② (現住所)		生計維持者② (続柄: 母) 氏名: 育英 花子 〒 543 - 0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8 - 3 - 13			
キャンパス所在地 (通学校舎)		〒 162 - 8412 東京都新宿区市谷本村町 10 - 7 JASSO 市ヶ谷			
自宅外要件 (※4)		下記①～④の当てはまる要件に☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は、⑤の詳細欄にその事情を記入してください。			
①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上 (目安)		☑			
②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上 (目安)		☐			
③実家から大学等までの通学費が月1万円以上 (目安)		☐			
④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下 (目安)		☐			
⑤その他やむを得ない特別な事情 (※5)		詳細:			

上記記載のとおりに相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 26 年 4 月 22 日

学 校 名 日本学生支援機構大学

証明者 (※) 支援 次郎

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄 (☑を記入)	・上部枠内の必要事項がもれなく記入されていることを確認済		☑	はい
	・以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済			
		☐ A	☐ B	☐ C
		☐ D	☒ E	☐ F
		☐ G		
電話番号(担当者名)		学校番号		区分
00 - 0000 - 0000		9 9 9 9 9 9 9 9		
(支援 三郎)				

青枠内は提出を受けた学校の記入・証明箇所です。

自宅外通学申請届
(通学形態変更届)

【自宅外要件】

- ①実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下（目安）
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

```

graph TD
    Start([スタート]) --> Q1{奨学生が生計維持者と別居している}
    Q1 -- はい --> Q2{奨学生又は生計維持者が家賃を支払っている}
    Q1 -- いいえ --> Exit1[自宅通学与扱うため申請不可]
    Q2 -- はい --> Q3{いずれかの自宅外要件に該当している}
    Q2 -- いいえ --> Exit1
    Q3 -- はい --> Q4{不動産業者等発行の賃貸借契約書がある}
    Q3 -- いいえ --> Q5{個人間契約である  
(知人宅を借りている等)}
    Q4 -- はい --> Q6{契約書の記載内容を確認}
    Q4 -- いいえ --> Exit1
    Q5 -- はい --> Q7{個人間で交わした契約書を準備※6}
    Q5 -- いいえ --> Q8{学生寮や自立支援施設に入寮入所している}
    Q6 --> Q9{名義借主が①奨学生本人}
    Q6 --> Q10{名義借主が②生計維持者}
    Q7 --> Q9
    Q7 --> Q10
    Q9 --> Q11{入居者欄等で・奨学生本人の入居・生計維持者と別居の両方が確認できる}
    Q10 --> Q11
    Q11 -- はい --> Q12{契約期間と・家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている  
(下部「補足」参照)}
    Q11 -- いいえ --> Exit1
    Q12 -- はい --> A[A]
    Q12 -- いいえ --> Exit1
    Q8 -- はい --> B[B]
    Q8 -- いいえ --> C[C]
    
```

対象区分

- A** ①入寮（入所）事実の証明書（※1）
②入寮義務が明記された書類
- B** 入寮（入所）事実の証明書（※1）
- C** ①賃貸借契約書（※2）
②領収書・支払実績証明書（※3）
- D** ①賃貸借契約書（※2）
②奨学生の居住証明書（※4）
③領収書・支払実績証明書（※3）
- E** 賃貸借契約書（※2）
- F** ①賃貸借契約書（※2）
②契約期間外の居住証明（※5）
- G** ①賃貸借契約書（※2）
②奨学生の居住証明書（※4）

自宅通学与扱うため申請不可

・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
 ・「契約期間と家賃の発生年月日・給付期間の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
 (例)契約期間2024/10/1～2026/9/30の場合において、
 A:家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4 ⇒ 両方が契約期間内のため「はい」に該当
 B:家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10 ⇒ 給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
 ・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当

対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費(部屋代)〕 ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしません。 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。
※2	賃貸借契約書	賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 〔①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地〕 ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無くても構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が「通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的处理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。
※3	領収書 又は 支払実績証明書	家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 〔①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、⑦発行日〕 ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。
※4	居住証明書	賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 〔①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明〕 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。
※5	契約期間外の居住証明	賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可) ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) ※最近各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。
※6	個人間の賃貸借契約	知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めを証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 〔①物件所在地、②家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主(貸主)による押印必須の証明、⑦証明日〕 ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明者となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
 - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
 - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
 - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)

給 付

(通学形態変更届)

- ・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。
- ・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☐のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。
- ・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。
- ・証明書は給付始期以降の証明日で作成してください。
- ・いわゆる学生会館等、不動産業者と奨学生本人が直接賃貸借契約を結ぶ形態の物件は学生寮として扱いません。対象区分のC～Gに該当する証明書類を調べてください。

【参考資料】証明書類との照合例
該当する対象区分が〔C,D,E,F,G〕の場合

給 付

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

学校名		日本学生支援機構大学		学年	1 年	学校への提出日	西暦 2 0 2 6 年 4 月 2 1 日 (※1)																
学部・学科 (課程・研究科)		〇〇学部 〇〇学科				生年月日	西暦 2007 年 10 月 1 日																
						学籍番号	000001																
						フリガナ	イクエイ ユウ																
						氏名 (自署)	育英 友 ①																
奨学生番号				どちらかを ←記入→	採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)				進学届入力日														
5	2	0			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	4	月	16	日
自宅外通学要件 及び提出書類の確認		「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☒ E ☐ F ☐ G																					
自宅外通学申請住所 への入居日 ②		西暦 2 0 2 6 年 4 月 3 日										➡入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内➡入居日の属する月から自宅外通学を承認 (※2) ➡入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月を経過➡学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認											
賃貸借契約期間 ③		西暦 2 0 2 6 年 3 月 2 5 日										～ 西暦 2 0 2 7 年 3 月 2 4 日											
家賃・寮費の発生年月日 (※3) ④		西暦 2 0 2 6 年 5 月 1 日										いずれかに該当する場合は☑を記入➡ ☒ フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 ☐ 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当											
自宅外通学申請住所 ⑤		〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 2 9 駒場マンション 3階 301号																					

賃貸借契約書

物件の表示	名称	駒場マンション 3階 301号		
	住所	東京都目黒区駒場 4 - 5 - 2 9 ⑤		
	構造	鉄筋コンクリート造 (5階建)		
	種類	共同住宅 ②③④	タイプ	1 K
契約期間		2026年3月25日 (入居開始可能日) ~ 2027年3月24日		
家賃	月額 35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う	
共益費	月額 3,000円			
家賃振替口座	育英銀行	口座番号	(普通) 1111111	
	本店	フリガナ	シエンキコウ	
		口座名義	支援機構	

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置：指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場：有

特 約 条 件

- 2026年5月分から家賃は発生する。 ④
- 期間内の違約金は、契約開始日より1年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日		2026年 3月 10日	
賃 貸 人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2 - 2 - 1	
	氏名	奨学 一郎	
賃 借 人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8 - 3 - 1 3	
	フリガナ	イクエイ ユウ	
	氏名 ①	育英 友 ① 氏名が一致していない場合は 下記※1または※2を確認してください。	
連 帯 保 証 人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8 - 3 - 1 3	
	フリガナ	イクエイ タロウ	
	氏名	育英 太郎	

仲介業者
免許番号 〇〇〇免許 東京 (〇) 第〇〇〇〇号
株式会社 支援機構不動産
代表取締役 支援 一郎

産 権 支
ノ 不 援
印 動 機

- ②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。
- ④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。
この例では2026年4月末までがフリーレント期間のため、家賃・寮費発生年月日は2026年5月1日としています。
- 改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。
- 対象区分Eでない場合、賃貸借契約以外の証明書類も必要となります。